

# 給付年金コーナー

## マイナポータルを利用した国民年金関係の電子申請について

国民年金の以下の手続きは、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。行政手続きの検索や電子申請がワンストップできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用サイトです。利用にはマイナンバーカードが必要です。

- ・国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出
- ・国民年金付加保険料の申出(辞退)
- ・国民年金付加保険料の該当(非該当)の届出
- ・国民年金保険料の産前産後免除該当の届出
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ・国民年金保険料学生納付特例申請
- ・口座振替納付(変更)申出兼還付金振込方法(変更)申出
- ・口座振替辞退申出

### 電子申請(マイナポータル)のメリット

いつでも……………時間にとらわれず24時間、夜間休日でも届出できます。

どこでも……………自宅や職場のインターネットを使ってどこでも届出できます。

時間・コスト削減…届出の際の移動時間や待ち時間がなく、郵送コスト等も削減できます。

詳しくは、日本年金機構のHPをご覧ください。

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27・6560

## 利子補給制度の令和6年度新規申込を受け付けます

日本政策金融公庫(国民生活事業貸付)を利用した方に、支払った利息の一部を長瀬町が助成する制度です。

今回の申込は、令和5年度に新規に借り入れた方又は令和4年度以前の借入に対し申請をされていない方です。  
※納期到来分の町税を完納していないと受けられません。

申請期間 10月1日(火)～10月21日(月) 申込先 長瀬町商工会

**問合せ** 長瀬町商工会 ☎66・0268

## 10月から12月は滞納整理強化期間です。～ストップ!滞納～

町税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限(納期限)までに自主的に納めていただくものです。

大多数の方が期限までに納付されていますが、残念ながらごく一部の方は滞納している状況にあります。

税負担の公平性及び税収入を確保するため、当町をはじめ県内63市町村と埼玉県では「県税・市町村税滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

当町では、悪質な滞納者に対する差押の強化など滞納の解消に向けた取組を行ってまいります。

皆様には、納期内納付・早期納付にご協力をお願いします。

**問合せ** 税務会計課 管理担当  
☎66・3111 内線116

### 滞納処分例



## 10月の納期

### ●町県民税

- 普通徴収(第3期分)
- 特別徴収(第4期分) ※今月支給される年金から天引きされます

### ●介護保険料

- 普通徴収(第4期分)
- 特別徴収(第4期分) ※今月支給される年金から天引きされます

### ●国民健康保険税

- 普通徴収(第4期分)
- 特別徴収(第4期分) ※今月支給される年金から天引きされます

### ●後期高齢者医療保険料

- 普通徴収(第4期分)
- 特別徴収(第4期分) ※今月支給される年金から天引きされます

納期限は10月31日(木)です。口座振替の場合は10月28日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

**問合せ** 役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課課税担当 内線115 国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112  
介護保険料 福祉介護課介護包括ケア担当 内線143 後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123